【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年10月17日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡 智男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介

連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

【届出の対象とした募集内 グローバルX 超長期米国債 ETF(為替ヘッジあり) 国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 5兆円を上限とします。

国投資信託受益証券の金

額】

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月16日付で提出した有価証券届出書(以下「原有価証券届出書」)の記載事項につき、設定申込単位、解約申込単位の変更等に伴い記載事項に変更がありますので、本訂正届出書を提出致します。

. 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(6)【申込単位】

<訂正前>

20万口以上20万口单位

<訂正後>

10万口以上1口単位

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をICE US Treasury 25+ Year Bond Index (円建て、円へッジ)(以下「対象指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株 式	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信(リート)	MRF	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

了「0001 八 000 訂正有価証券<u>届出書(内国投資信</u>託受益証券)

				<u> </u>	<u> </u>
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	日経 2 2 5 T O P I X
でのでは クレジット属性 ((隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (ICE US Treasury 25+ Year Bond Index (円建て、円 ヘッジ))

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1)商品分類の定義

<u>E1)商品分</u>	類の定義	
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ
		従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいま
地域		す。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国
		内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	ト)	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券
		を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする
		旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およ
		びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉
		とする旨の記載があるもの
独立区分	`	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	マネージメント・	
	ファンド)	
	`	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	リザーブ・ファン	
	ド)	
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
1	I	に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定
		する上場証券投資信託

訂<u>正有価証券届出書(内国</u>投資信託受益証券)

補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨
		の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必
		要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2)属性区分の定義

工工厂局任公		. 我	
投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
			る旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
			資する旨の記載があるもの
		格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
		ジットによ	るもの
		る属性	
	不動産	投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資す
			る旨の記載があるもの
	その他	資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
			ト)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
			るもの
	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
1	分固定		いては固定的とする旨の記載があるもの
1	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分変更		いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
			定的とする旨の記載がないもの
決算頻度			目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回 ((隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回	(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
			もの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの

	T	
	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域		源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を
		源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	区欠州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア
		ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があ
		るもの
投資形態	ファミリーファン	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
	۲	にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資す
	,	るもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファン
	ファンズ	ド・オブ・ファンズ
為替ヘッ		目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ
1.1.5		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン		目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす
		旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ
4 4 4		ざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
		的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす
		旨の記載があるもの
		目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還 (歴報、周さ八配合等)や信託終る日等が、明三的な指揮等の信
		価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値
		により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるまの
	ロンガ・シュー	るもの 日今日書等にヤルオ・ロング・シュート戦略に F17収券の泊載
		目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求
1		をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を めざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも
		Ø

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>



残存期間が25年を超える米国国債に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、ICE US Treasury 25+ Year Bond Index (円建て、円ヘッジ)の変動率に一致させることをめざします。

- ●為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
 - ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 - ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
- ●安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - 口.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク (為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益ま たは損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
 - ハ.法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信 託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Indexについて

 ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Indexは、ICE Data Indices, LLCが開発した残存期間が 25年以上の米国国債により構成されるインデックスです。

^{※「}ICE US Treasury 25+ Year Bond Index(円建て、円ヘッジ)」は、「ICE U.S. Treasury 25+ Year Bond Index」をICE Data Indices、LLCが円ヘッジ、円換算したものです。

^{※「}ICE US Treasury 25+ Year Bond Index (円建て、円ヘッジ)」を以下「対象指数」という場合があります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な 運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、先物取引、ETF(上場投資信託証券)を利用することがあります。このため、債券等の組入総額と先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- ●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、10口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ●追加設定は、現金により行ないます。
- ・追加設定は10万口以上1口単位となります。
- ●解約請求により換金を行なうことができます。
- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は10万口以上1口単位となります。

収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。



収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、 受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利 子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額 の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は 毎年2、5、8、11月の各24日です。

(注)第1計算期間は、2024年5月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質 投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「ICE US Treasury 25+ Year Bond Index (円建て、円ヘッジ)」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- (b) 投資対象であるETFの有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること (ETFを利用した場合)
- (c) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (d) 公社債の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (f) 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- (g) 債券先物取引およびETFと指数の動きの不一致(債券先物取引およびETFを利用した場合)
- (h) 公社債、債券先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- (i) 公社債、債券先物取引およびETFの流動性が低下した場合における売買対応の影響
- (j) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (k) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- (1) 投資対象であるETFの配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること(ETF を利用した場合)

●指数の著作権等について

出所 ICE Data Indices、LLCは許可を得て使用されます。ICEはICE Data Indices、LLCまたはその関連会社のサービス/トレードマークであり、BofA®はBank of America Corporationおよびその関連会社(以下 [BofA]) からライセンスを受けたBank of America Corporationの登録商標で、BofAの書面による事前承認がない限り使用することはできません。これらの商標は、ICE US Treasury 25+ Year Bond Index (円建て、円へッジ) (以下 [インデックス]) と共に、Global X Japan株式会社による使用のためにライセンスされています。グローバルX 超長期米国債 ETF (為替ヘッジあり) (以下 [本商品]) に関連して、Global X Japan株式会社が使用するためのライセンスです。Global X Japan株式会社および本商品は、ICE Data Indices、LLC、その関連会社およびその第三者供給会社(以下 [ICE Dataおよびその供給会社]) によって、スポンサー、保証、販売、宣伝されているものではありません。ICEデータおよびそのサプライヤーは、一般的な証券投資、特に本商品への投資の推奨性、またはインデックスが一般的な市場パフォーマンスを追跡する能力に関して、いかなる表明または保証も行いません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものでも保証するものでもありません。

ICEデータおよびそのサプライヤーは、インデックス、インデックスデータおよびそれらに含まれる、関連する、または派生する情報(「インデックスデータ」)を含む、特定の目的または使用に対する商品性または適合性の保証を含む、明示および/または暗示のいかなる保証および表明も放棄するものとします。ICEデータおよびそのサプライヤーは、インデックスおよびインデックスデータの妥当性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負わないものとし、これらは「現状のまま」提供され、お客様の使用はお客様自身のリスクで行われるものとします。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、<u>20万口以上20万口単位</u>をもって、取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後4時30分)までに取得申込みを した場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引およびニューヨー ク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
- 3.前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

お買付価額は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、当初設定にかかる受益権の価額は、1口につき300円とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファ ンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に かかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支 払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことがで きます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品 取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書(以下「業務方法書」といいま す。)に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって 生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する 場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわ れ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口 座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への 債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有 価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者ま たは登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取 引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。委託会社は、追加信託により分割され た受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事 項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があっ た場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法によ り、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

<訂正後>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

Global X Japan株式会社(E35933)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、<u>10万口以上1口単位</u>をもって、取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後4時30分)までに取得申込みを した場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引およびニューヨー ク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
- 3.前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

お買付価額は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、当初設定にかかる受益権の価額は、1口につき300円とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファ ンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に かかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支 払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことがで きます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品 取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書(以下「業務方法書」といいま す。)に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって 生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する 場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわ れ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口 座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への 債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有 価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者ま たは登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取 引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。委託会社は、追加信託により分割され た受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事 項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があっ た場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法によ り、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

<一部解約>

委託会社の各営業日の午後4時30分までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

受益者は、自己に帰属する受益権について、<u>20万口以上20万口単位</u>をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、原則として次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により受益権の一部解約請求を受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引およびニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
- 3.前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

やむを得ない事情が生じたものと認めたとき 受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、前 の一部解約請求を受付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前 の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きが行われた後に、振替機関は、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス:https://globalxetfs.co.jp/

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払

Global X Japan株式会社(E35933)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

<有価証券との交換の取扱い>

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

<受益権の買取り>

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

前 の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前 による受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取りを取消すことができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の 買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受 益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとし て、前 の規定に準じて計算されたものとします。

<訂正後>

<一部解約>

委託会社の各営業日の午後4時30分までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

受益者は、自己に帰属する受益権について、<u>10万口以上1口単位</u>をもって、委託会社に一部解約の 実行を請求することができます。

委託会社は、原則として次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により受益権の一部解約請求を受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引およびニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
- 3.前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、前 の一部解約請求を受付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前 の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きが行われた後に、振替機関は、当該一部

Global X Japan株式会社(E35933)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス: https://globalxetfs.co.jp/

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

<有価証券との交換の取扱い>

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

<受益権の買取り>

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

前 の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前 による受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取りを取消すことができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の 買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受 益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとし て、前 の規定に準じて計算されたものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第 1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)			当事業年度 (2025年3月31日)		
資産の部						
流動資産						
現金・預金		3,662,566		3,607,151		
未収委託者報酬		237,896		304,167		
未収収益		141,222		112,643		
前払費用		54,238		51,843		
その他		4,581		24,432		
流動資産計		4,100,506		4,100,239		
固定資産						
有形固定資産						
建物附属設備	1	24,113	1	21,433		
器具備品	1	29,287	1	21,240		
有形固定資産計		53,400		42,674		
無形固定資産						
ソフトウェア		28,149		25,721		
無形固定資産計		28,149		25,721		
投資その他の資産						
長期差入保証金		49,649		49,964		
投資その他の資産計		49,649		49,964		
固定資産計		131,199		118,360		
資産合計		4,231,706		4,218,599		

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(単位:千円)

		 前事業年度		当事業年度
		(2024年3月31日)		(2025年3月31日)
負債の部				
流動負債				
未払金	2	156,794	2	168,658
未払法人税等		19,771		19,700
未払消費税等		-		44,542
賞与引当金		33,408		73,443
役員賞与引当金		14,601		18,957
その他		7,727		9,878
流動負債計		232,302		335,179
固定負債				
退職給付引当金		-		3,552
固定負債計		-		3,552
負債合計		232,302		338,731
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金				
資本準備金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000		2,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金		1,000,596		1,120,131
繰越利益剰余金		1,000,596		1,120,131
利益剰余金合計		1,000,596		1,120,131
株主資本合計		3,999,403		3,879,868
評価・換算差額等		-		-
評価・換算差額等合計		-		-
純資産合計		3,999,403		3,879,868
負債・純資産合計		4,231,706		4,218,599

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		事業年度	当事	業年度
	(自 20	23年4月1日	(自 202	24年4月1日
	至 2024	4年3月31日)	至 2025	5年3月31日)
営業収益	,	,		
委託者報酬		658,648		1,261,132
その他営業収益		614,962		490,741
営業収益計		1,273,611		1,751,873
営業費用				
委託計算費		287,302		354,543
広告宣伝費		208,878		364,579
調査費		54,803		71,180
通信費		19,538		25,634
協会費		1,080		1,474
営業雑経費		14,202		19,844
営業費用計	_	585,805		837,257
一般管理費				
役員報酬		165,907		194,779
給与	1	220,057	1	314,874
賞与	1	60,268	1	100,027
賞与引当金繰入		15,601		40,035
役員賞与引当金繰入		2,559		4,356
退職給付費用		-		3,552
福利厚生費		53,770		73,239
交際費		31,138		52,865
旅費交通費		27,306		30,777
租税公課		32,379		33,102
業務委託費		20,064		52,931
不動産賃借料		57,455		57,210
固定資産減価償却費	2	24,463	2	25,495
支払報酬		9,043		20,817
諸経費		25,121		32,129
一般管理費計		745,137		1,036,195
営業損失()		57,331		121,579
営業外収益		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		,
受取利息		34		2,089
為替差益		114		1,999
維収入		148		1,101
営業外収益計		297		5,190
営業外費用				0,.00
維損失		3,917		536
営業外費用計		3,917		536
経常損失()		60,951		116,925
特別損失		00,331		110,925
^{付加損失} 固定資産除却損		13,655		
				<u>-</u>
特別損失計		13,655		- 440 005
税引前当期純損失()		74,606		116,925
法人税、住民税及び事業税		2,295		2,609
法人税等合計		2,295		2,609
当期純損失 ()		76,902		119,535

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

						単位: 十円)	
		株主資本					
	資本金	資本勇	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金	その他	利益剰余金	合計	
			合計	利益剰余金	合計		
				繰越			
				利益剰余金			
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△923, 694	△923,694	4,076,305	
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純損失(△)				△76, 902	△76, 902	△76, 902	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						_	
当期変動額合計	_	_	_	△76, 902	△76, 902	△76, 902	
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3, 999, 403	

	27	価・換算差額	等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	_	_	_	4, 076, 305
当期変動額				
剰余金の配当				_
当期純損失(△)				△76, 902
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_
当期変動額合計	_	_	-	△76, 902
当期末残高	-	_	_	3, 999, 403

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位: 千円)

						平位: 十円)
		株主資本				
	資本金	資本系	自余金	利益剰余金		株主資本
		資本準備金	資本剰余金	その他	利益剰余金	合計
			合計	利益剰余金	合計	
				繰越		
				利益剰余金		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3, 999, 403
当期変動額						
剰余金の配当						_
当期純損失(△)				△119,535	△119,535	△119,535
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						_
当期変動額合計	_	_	_	△119,535	△119,535	△119,535
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1, 120, 131	△1, 120, 131	3, 879, 868

	93 PT	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	-	3, 999, 403
当期変動額				
剰余金の配当				_
当期純損失(△)				△119,535
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_
当期変動額合計	_	_	_	△119,535
当期末残高	_	_	_	3, 879, 868

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物・附属設備 定額法 10年

器具備品 定率法 4~15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 定額法 5年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物附属設備	2,679千円	5,358千円
器具備品	23,852千円	32,753千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債が次の通り含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
 未払金	21,248千円	26,292千円

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
給与	188,502千円	257,496千円
賞与	47,524千円	81,928千円

2 減価償却実施額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
有形固定資産	13,194千円	11,580千円
無形固定資産	11,269千円	13,915千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

当事業年度期首		当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株 式 数	増加株式数	減少株式数	株 式 数
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	50) -	-	500
合 計	50) -	-	500

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。なお投資有価証券に投資する可能性がありますが、現時点においては投資を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高い信用格付を有する金融機関のみと取引を行っております。

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が 設けられているため信用リスクは極めて軽微であります。

未収収益及び未払金の一部は、為替変動リスクに晒されております。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行う こととしておりますが、価格変動リスクが発生する商品に投資をしていない為、価格変動リ スクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

信用リスクの管理

取引先の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

- 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 前事業年度(2024年3月31日)
 - (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
 - (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債 現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間(1年以内)で決済され るため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

- (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債 現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間(1年以内)で決済されるため時価 が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は当事業年度より退職給付制度の導入に伴い退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。当社は確定給付制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

()/13/2/2/2/2/3/2/3/3/2/3/2/3/2/3/2/3/2/3/			
	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
	-	-	
退職給付費用	-	3,552千円	
退職給付の支払額	-	-	
退職給付引当金の期末残高	-	3,552千円	

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の 退職給付債務	-	3,552千円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	-	3,552千円
退職給付引当金	<u>-</u>	3,552千円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	·	3,552千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度なし、当事業年度3,552千円です。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が1,261,132千円、販売サポート業務が490,741千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の3.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報 1

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

			(+ 14 + 113 /
日本	米国	香港	合計
658,648	613,244	1,717	1,273,611

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	613,244

(注)当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略 しております。 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国	香港	合計	
1,261,132	483,538	7,202	1,751,873	

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	483,538

- (注)当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。
- [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。
- [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。
- [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

[関連当事者との取引]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

	会社学の				議決権等の 所有(被所	関係	系内容		取引金額		期末残高
属性	- 云社寺の - 名称	住所	出資金 (百万円)	事業の 内容 	有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の関係会社	大和アセット マネジメント 株式会社	東京都千代田区	15,174	資産 運用業	(被所有) 直接 40%	あり		出向者負担 金の支払い (注1)	307,328	未払金	21,226

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

	会社等の		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		議決権等の 事業の 所有(被所 -		系内容		取引金額		期末残高
属性	会社等の 名称	住所	出資金			役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の 関係会社 の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産 運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	613,244	未収収益	140,631

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する海外上場投資信託の、日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約(Service Agreement)に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

	会社等の			議決権等の 業の 所有(被所 -		系内容		取引金額		期末残高	
属性	名称	住所	出資金 (百万円)	事業の 内容	有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の関係会社	大和アセット マネジメント 株式会社	東京都千代田区	41,424	資産 運用業	(被所有) 直接 40%	あり		出向者負担 金の支払い (注1)	424,864	未払金	26,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

	A120		会社等の 公会 資本金または 事業の		議決権等の 所有(被所	関係内容			取引金額		期末残高
属性	会社等の 名称	住所	出資金	内容	有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	斯木戏同 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産 運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	483,538	未収収益	111,278

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する海外上場投資信託の日本における販売会社 等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応 じたフィーを受領しております。

[1株当たり情報]

前事業年度		当事業年度				
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日				
至 2024年3月31日)	至 2025年	3月31日	目)		
1株当たり純資産額	7,998.80円	1株当たり純資産額		7,759.73円		
1株当たり当期純損失()	153.80円	1株当たり当期純損失()	239.07円		

(注1)潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (注2)1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度	当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
当期純損失()(千円)	76,902	119,535		
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000		

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月26日

Global X Japan株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 渡部 啓太

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。